

～ふるさと納税～

ワンストップ特例の取扱いについて

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

今までふるさと納税による控除を受けるには、確定申告を行う必要がありましたが、ワンストップ特例の対象者については、確定申告が不要となります。

ふるさと納税を行った地方自治体が1年間で5団体以内であれば、個人住民税課税市区町村に対するふるさと納税の控除申請を、寄付先の地方自治体に要請することができます。一定の手続きを踏むことにより、翌年の住民税から控除されます。

ただし、この制度を利用できるのは、平成27年4月1日以後に支出する寄附金対象です。

そのため平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に寄附をおこなった場合には、例年どおり、確定申告が必要となります。

平成27年3月31日までに寄附金の支出があった場合、4月1日以降の寄附金もあわせて平成27年中に行ったふるさと納税分全てについて確定申告が必要となります。

また、医療費控除や、住宅ローン控除の適用を受けるために確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の申請をしていた場合であっても、それらの寄附金を含めたところで確定申告する必要があります。

ワンストップ特例はあくまでも、確定申告が不要な場合の手続きのため、注意が必要です。

ワンストップ特例をうけられるのは次の両方を満たした場合です。

- ① ふるさと納税の寄附金控除の適用を受ける目的以外で確定申告をする必要がない者
- ② ふるさと納税を行う地方自治体が5団体以下であること

なお、自治体数が5以下であれば支出の回数が6回以上でも適用は受けられます。

ワンストップ特例は非常に便利な制度ですので、是非活用してみてください。